

○旅行命令等の権限の委任に関する規程

(平成 7 年 3 月 31 日警察訓令第 11 号)

改正 平成 14 年 3 月 19 日警察訓令第 5 号 平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号

平成 25 年 3 月 4 日警察訓令第 5 号

旅行命令等の権限の委任に関する規程を次のとおり定める。

旅行命令等の権限の委任に関する規程

(国庫が支弁する旅行命令等の権限の委任)

第 1 条 国庫が支弁する岡山県警察に要する旅費の取扱いのうち、内閣総理大臣から委任を受けた旅行命令等の権限を、警察庁旅費取扱規則(昭和 39 年総理府令第 11 号)第 4 条第 2 項の規定により、次表中旅行命令等の権限を再委任する職員の欄に掲げる職にある職員に委任する。

旅行命令等の権限を再委任する職員	旅行者
本部各課長	課長以下の課員
機動警ら隊長	隊長以下の隊員
科学捜査研究所長	所長以下の所員
機動捜査隊長	隊長以下の隊員
交通機動隊長	隊長以下の隊員
高速道路交通警察隊長	隊長以下の隊員
機動隊長	隊長以下の隊員
警察学校長	校長以下の職員及び学生
警察署長	署長以下の署員

(県費が支弁する旅行命令等の権限の委任)

第 2 条 岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等の権限を、次表中旅行命令等の権限を委任する職員の欄に掲げる職にある職員に委任する。

旅行命令等の権限を委任する職員	旅行者
本部各課長	課長以下の課員
機動警ら隊長	隊長以下の隊員
科学捜査研究所長	所長以下の所員
機動捜査隊長	隊長以下の隊員
交通機動隊長	隊長以下の隊員
高速道路交通警察隊長	隊長以下の隊員
機動隊長	隊長以下の隊員
警察学校長	校長以下の職員及び学生
警察署長	署長以下の署員

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 19 日警察訓令第 5 号)

この平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 4 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。